

總 括 的 事 項



## 総括的事項

### 一 身体障害者手帳について

#### (1) 目的

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法の別表に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する様々な福祉サービスを受けるために必要なものです。

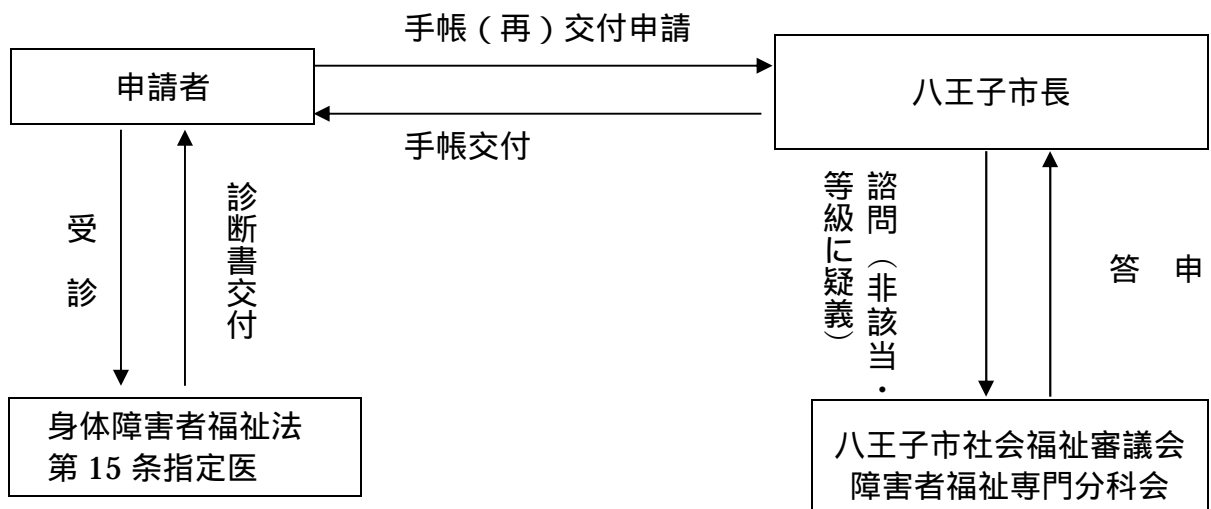
#### (2) 交付申請及び交付

身体に障害のある方は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の診断を受け、八王子市長に身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。なお障害のある方が15歳未満の児童の場合は、その保護者が申請することになります。

申請書及び指定医師による診断書の提出を受けた八王子市長は、障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めたときは申請者に手帳を交付し、該当しないと認めたときは交付申請を却下し、併せてその理由を申請者に通知します。

又、障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同じ手続きで身体障害者手帳の再交付（更新）申請をすることができます。

#### (手帳交付申請の流れ)



#### (注) 八王子市社会福祉審議会に諮問するケース

- ・ 法別表に掲げる障害には該当しないもの
  - ・ 障害等級が更新（障害追加・程度変更）されているとは認められないもの
  - ・ 障害等級意見に疑義があるもの
- に限られる。

## 二 指定医制度について

### (1) 指定医制度について

#### 手帳取得に不可欠な診断書

身体に障害のある方は指定医の診断書を必ず添付し、市長に身体障害者手帳の交付申請を行うこととなっています。

#### 障害者への福祉サービス供給に不可欠な診断書

市は指定医の診断書を基に等級の認定を行い、障害者の自立と社会参加を促進するための様々な福祉サービスを供給します。

#### 診断書の的確な記載

上記のことから、「指定医の診断書は障害者にとって非常に重要である」ということができますので、診断書の作成に当たっては所要の事項についての的確に記載してください。

### (2) 指定医としての心構え

#### 診断について

指定医は診断書作成をすることができると同時に、指定医として診断の責務もあることから、受診を希望されたときは診断書作成に御協力願います。なお、検査ができない等の理由で診断書が作成困難な場合は、他の指定医を紹介する等、御協力をお願いします。

#### 指定医の届出について

診断に従事する医療機関等に変更があった場合や診療を止める場合などには、速やかに所定の様式で八王子市長に届出をしてください。

なお、届出について御不明の点は、障害者福祉課にお問い合わせください。

年 月 日

八王子市長 殿

診療科名及び担当科名

医師氏名

## 指 定 内 容 変 更 届

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定内容について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
医 師 氏 名		
診療に従事する 医療機関の名称 及び診療科名		
所 在 地 電 話 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

( 記入上の注意 )

- 1 2箇所以上の医療機関において指定されている場合は、診療に従事する市内の全ての医療機関の名称、診療科名及び所在地を併記すること。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
- 3 届出内容について確認することがあるので、事務担当者の所属、氏名及び連絡先を記入すること。

担当者所属・氏名

( 連絡先 )

### 三 診断書作成上の主な留意事項

#### (1) 二種類以上の障害

種別の違う障害が二つ以上ある場合は、各々の障害についてそれぞれ担当する指定医の診断書が必要です。

#### (2) 「永続する」障害

法別表に規定する「永続する」障害とは、原則としてその障害が将来的に回復する可能性が極めて少ないものを指します。将来にわたって障害程度が不変のものとは限りません。

#### (3) 乳幼児に係る障害認定

乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行います。しかし、3才未満においても身体機能の障害が明らかな場合（四肢欠損等）は、障害認定を行うこととしています。

ただし、本認定基準は主として18歳以上のものを想定していることから、児童の場合はその年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定してください。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると見込まれる時は、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定することとします。

#### (4) 加齢現象や意識障害を伴う身体障害

加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害については、法に言う「更生」が経済的、社会的独立のみを意味するものではなく、日常生活能力の回復をも含む広義のものであるところから、日常生活能力の回復の可能性又は身体障害の程度に着目し障害認定を行います。

なお、意識障害を伴う身体障害の場合、その障害認定については常時の医学的管理を要しなくなった時点で行います。

#### (5) 知的障害等

身体障害の判定にあたっては、知的障害等の有無に係わらず、法別表に掲げる障害を有すると認められる者は法の対象として取り扱うものとします。ただし、身体の障害が明らかに知的障害等に起因する場合は、身体障害として認定しないこととします。

## 四 障害再認定制度について

### (1) 概要

平成12年4月、手帳交付事務が機関委任事務から自治事務に移行したことに伴い、身体障害者福祉法施行令（以下、「政令」という。）の改正により、「身体障害者手帳の障害再認定事務」が手帳発行機関の事務として義務づけられました。

近年の医療や機能回復訓練のめざましい進歩により、手帳交付時に比べて障害程度が変化する事例も増加していることから、八王子市も、手帳交付事務のより適正な実施を図る必要があるため、障害再認定制度を実施しているところです。

**障害再認定とは**、手帳を交付する際に、障害程度に変化が予想される場合は、八王子市長が、再認定の期日を指定し、その方に、その期日までに障害者福祉課に、通常の手帳交付申請における障害認定と同様に、身体障害者診断書・意見書を再度提出していただき、市長（18歳以上の方）又は保健所長（18歳未満の方）が診査した上、障害程度の見直しをさせていただくことです。その際には、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳を交付することになります。

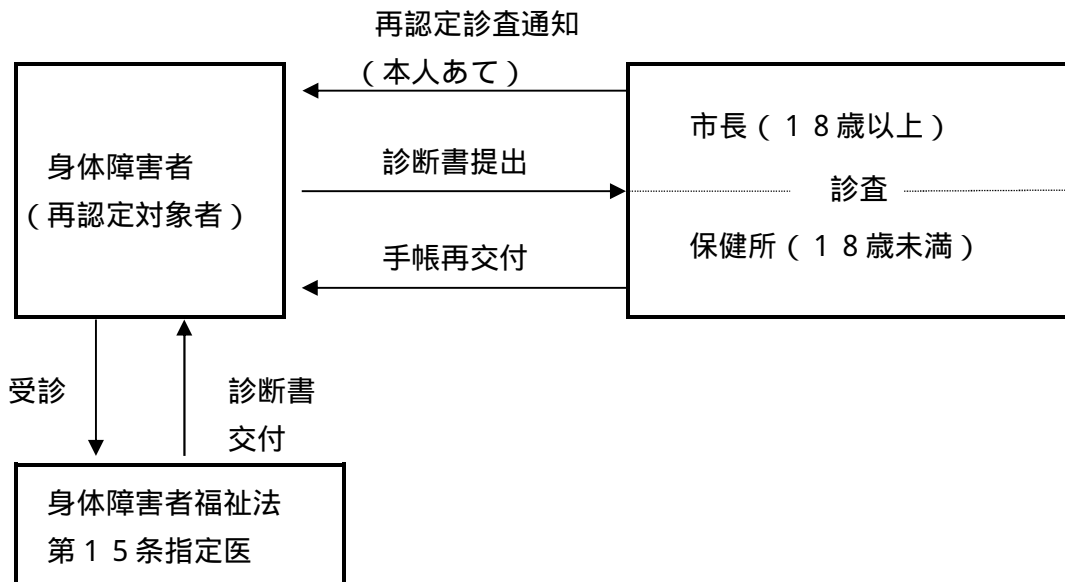
なお、再認定の時期については、手帳交付時から1年以上5年以内を実施することになります。

### (2) 再認定の対象になる方

**再認定の対象になる方は**、発育や更生医療の給付等により、その障害程度に変化が生じることが予想される場合で、次のような方です。

- ・ 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想される時
- ・ 進行性の病変による障害を有するとき
- ・ 更生医療により、その障害程度に変化が生じることが予想される時
- ・ その他、その障害程度に変化が生じることが予想される時

### (再認定事務の流れ・診査実施時及び手帳の再交付)



## 五 身体障害者の範囲について

身体障害者福祉法は、身体障害者の範囲を次の通り別表で定めています。

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
  - 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1 以下のもの
  - 2 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
  - 3 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
  - 4 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの
  - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
  - 2 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
  - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
  - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
  - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
  - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
  - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
  - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
  - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
  - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
  - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
  - 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注）で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- （注）
- 1 昭和 59 年 9 月 26 日政令第 288 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「ぼうこう又は直腸の機能の障害」が定められた。
  - 2 昭和 61 年 9 月 19 日政令第 300 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「小腸の機能の障害」が追加された。
  - 3 平成 10 年 1 月 19 日政令第 10 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」が追加された。
  - 4 平成 21 年 12 月 24 日政令第 298 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「肝臓の機能の障害」が追加された。







四級	三級	二級	一級	級別
<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>心臓機能障害</p>
<p>腎臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>腎臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>腎臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>腎臓機能障害</p>
<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>呼吸器機能障害</p>
<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸機能障害</p>
<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>小腸機能障害</p>
<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</p>
<p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの</p>	<p>肝臓機能障害</p>

太枠内は1種



# 八王子市身体障害認定基準



## 八王子市身体障害認定基準

(目的)

**第1条** 身体障害者の障害程度の認定については、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）及び八王子市身体障害者福祉法施行細則（平成27年八王子市規則第50号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(障害の定義)

**第2条** 法別表に規定する「永続する」障害とは、原則としてその障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば良く、必ずしも将来にわたって障害程度が不変のものに限らないものとする。

(乳幼児の障害認定)

**第3条** 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うこととする。しかし、3才未満においても四肢の欠損等身体機能の障害が明らかな場合は、障害認定を行うこととする。

ただし、本認定基準は主として18歳以上のものを想定していることから、児童の場合その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定する。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想される時は、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定することとする。

(加齢現象及び意識障害を伴う身体障害)

**第4条** 加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害については、法に言う「更生」が経済的、社会的独立のみを意味するものではなく、日常生活能力の回復をも含む広義のものであるところから、日常生活能力の回復の可能性又は身体障害の程度に着目し障害認定を行うこととする。

なお、意識障害を伴う身体障害の場合、その障害認定については常時の医学的管理を要しなくなった時点で行うものとする。

(知的障害をもつ者の身体障害)

**第5条** 身体障害の判定にあたっては、知的障害等の有無に係わらず、法別表に掲げる障害を有すると認められる者は法の対象として取り扱うものとする。ただし、身体の障害が明らかに知的障害等に起因する場合は、身体障害として認定しないこととする。

(7級の障害及び重複障害)

**第6条** 7級の障害は1つのみでは法の対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合または7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものである。





(例2)

左上肢の肩関節の全廃	4級	等級別指数	4
"    肘関節    "	4級	"	4
"    手関節    "	4級	"	4

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢を肩関節から欠くもの    2級    等級別指数    11

ウ 肢体不自由の場合の特例

肢体不自由に関しては、個々の関節や手指等の機能障害の指数を、視覚障害や内部障害等の指数と同列に単純合算するのではなく、原則として「上肢、下肢、体幹」あるいは「上肢機能、移動機能」の区分の中で中間的に指数合算し、さらに他の障害がある場合には、その障害の指数と合算することで合計指数を算定することとする。指数合算する際の間とりまとめの区分は下表のとおりとする。

ただし、前記イの「合計指数算定の特例」における同一の上肢又は下肢に係る合計指数の上限の規定は、この中間指数の取りまとめの規定に優先するものである。

合計指数	中間指数	障害区分（指数合算の中間とりまとめ区分）
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">原則 排除</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> </div>		視力障害
		視野障害
		聴覚障害
		平衡機能障害
		音声・言語・そしゃく機能障害
		<b>上肢不自由</b>
		<b>下肢不自由</b>
		<b>体幹不自由</b>
		<b>上肢機能障害</b>
		<b>移動機能障害</b>
		心臓機能障害
		腎臓機能障害
		呼吸器機能障害
		ぼうこう又は直腸機能障害
		小腸機能障害
		免疫機能障害
	肝臓機能障害	

2 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用して差し支えないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべき

ではなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものである。

(3) 聴覚障害と音声・言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用して差し支えない。

例えば、聴力レベル100dB以上の聴覚障害(2級指数11)と音声・言語機能の喪失(3級指数7)の障害が重複する場合は1級(合計指数18)とする。

(4) 7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。

(5) この指数加算方式により障害程度認定を行う必要があると認める場合には、診断書総括表中の障害名欄の余白に各障害部位別に障害程度等級の意見を記載すること。

(例) 総合等級2級の場合 左全手指切断 (3級)  
右足関節機能全廃(5級)  
右肩関節機能全廃(4級)

### 3 その他

上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、八王子市社会福祉審議会の意見を聞くものとする。

(個別障害基準について)

**第8条** 身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」のとおりとする。

(障害再認定対象者)

**第9条** 政令第6条第1項の規定に基づき、法第17条の2第1項の規定による区市町村長の診査又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条第1項の規定による保健所長の診査を受けるべき旨の通知を行う再認定対象者は、原則として別表「身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧」で再認定が必要とされている疾患・症例に該当する者とする。

(再認定のための診査の期日)

**第10条** 政令第6条第1項の規定に基づき市長が指定する診査の期日は、身体障害者手帳交付時から1年以上5年以内とする。

ただし、ペースメーカー及び体内植え込み(埋込み)型除細動器(ICD)を植え込みした者(先天性疾患により植え込みしたものを除く。)については、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定を実施すること。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表「身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧」

### 一 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、3歳未満で認定するものは「先天的な四肢欠損、形成不全」以外、原則として全て再認定対象者とする。

### 二 進行性の病変による障害を有するとき

- ・ 進行性の病変による障害を有するときは、障害程度の重度化が予想されるため、再認定対象者とする。

### 三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなのは、再認定対象者とする。

### 四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。

## 参考

更生医療の適用等により変化すると予想される疾患の一部を示せばおおむね次のとおりである。

#### (1) 視覚障害関係

##### ア 前眼部障害

パンヌス、角膜白斑

##### イ 中間透光体障害

白内障

##### ウ 眼底障害

高度近視、緑内障、網膜色素変性、糖尿病網膜症、黄斑変性

#### (2) 聴覚又は平衡機能の障害関係

##### ア 伝音性難聴

耳硬化症、外耳道閉鎖症、慢性中耳炎

##### イ 混合性難聴

慢性中耳炎

##### ウ 脊髄小脳変性症

#### (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害関係

唇顎口蓋裂後遺症、多発性硬化症、重症筋無力症

- (4) 肢体不自由関係
  - ア 関節運動範囲の障害  
慢性関節リウマチ、結核性関節炎、拘縮、変形性関節症、骨折後遺症による関節運動制限
  - イ 変形又は骨支持性の障害  
長管骨仮関節、変形治癒骨折
  - ウ 脳あるいは脊髄等に原因を有する麻痺性疾患で後天的なもの  
後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、パーキンソン病
- (5) 内部障害関係
  - ア 心臓機能障害関係  
心筋症、先天性心疾患、川崎病、虚血性心疾患
  - イ 腎臓機能障害関係  
腎硬化症
  - ウ 呼吸器機能障害関係  
肺線維症
  - エ ぼうこう直腸機能障害関係  
クローン病
  - オ 小腸機能障害関係  
クローン病